

令和7年4月1日から、五條市水道局は、

な ら けん こういすい どう き ぎょうだん  
**奈良県広域水道企業団** 五條事務所 にかわります。

### ① 【**検針と料金請求**について】

- ・ 検針が2ヶ月ごとになります (R7.3月までは毎月<sup>まいつき</sup>検針)
- ・ 請求書や口座振替が2ヶ月ごとになります (検針した月。 R7.4月から)

### ② 【**上水道料金の計算**について】

- ・ 料金制度は、ご使用水量で企業団計算方式と従来の五條市計算方式を比較し、より安い方を採用します (5年間予定の経過措置)。
- ・ 料金制度は、水道口径別の基本料金 + 従量料金 になります。  
※口径は、「ご使用水量のお知らせ」や「上下水道料金納入通知書」でご確認いただけます。

⇒企業団の  
料金計算



### ③ 【**ご注意**】

- (1) 検針は、偶数月グループ (2、4、6、8、10、12月だけ検針) と、奇数月グループ (1、3、5、7、9、11月だけ検針) に分かれます。
- (2) 偶数月グループは、R7.4月に検針しますが、この場合は、3月検針後の1ヶ月の使用水量だけの料金請求になります。
- (3) どちらのグループかは、R7.3月までの「ご使用水量のお知らせ」や「上下水道料金納入通知書」にある **「お客様番号」の左端2桁**で  
知ることができます。左端2桁の番号で次ページの表をお調べ下さい。

### ご使用水量のお知らせ

令和7年3月分 (2月△日～3月○日使用分)

お客様番号	■■-XX-XXX-XXX-XX	口径	○○ mm
メーター番号	△○○○	用途	○○○
五條市○○○			
○○ ○○様			

「ご使用水量のお知らせ」の赤マルの2桁で  
チラシ裏面をお調べください

検針と請求について、<sup>じき</sup>時期を<sup>へんこう</sup>変更いたします。

【**現行**】<sup>まいつき</sup>毎月検針・毎月下旬請求



【令和7年4月から】2ヶ月ごとの検針・その月の下旬請求

検針は、<sup>ぐうすう</sup>偶数月グループ（2、4、6、8、10、12月だけ検針）と、  
<sup>きすう</sup>奇数月グループ（1、3、5、7、9、11月だけ検針）に分かれます。

お客様が、偶数月グループか奇数月グループかは、**お客様番号の**  
<sup>ひだりはし</sup>**左端2桁の数字**（01～99）によって分かれています。

2桁	偶数月 に検針	奇数月 に検針
01		○
02	○	
03	○	
04	○	
05	○	
06	○	
07	○	
08	○	
09	○	
10	○	
11	○	
12	○	
13	○	
14	○	
15	○	
16	○	
17	○	
18		○
19		○
20		○

2桁	偶数月 に検針	奇数月 に検針
21		○
22	○	
23	○	
24	○	
25	○	
26	○	
27	○	
28	○	
29	○	
30	○	
31	○	
32	○	
33	○	
34	○	
35	○	
36	○	
37	○	
38	○	
39	○	
40	○	

2桁	偶数月 に検針	奇数月 に検針
41		○
42		○
43		○
44		○
45		○
46		○
47		○
48		○
49		○
50		○
51		○
52		○
53		○
54		○
55		○
56		○
57		○
58		○
59		○
60		○
61		○
62～99		○

※「○」のある方のグループになります。  
※偶数月グループは、2、4、6、8、10、12月だけ検針します。  
奇数月グループは、1、3、5、7、9、11月だけ検針します。